

酒田市中心市街地活性化協議会 設立趣意書

国において、平成18年8月に、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、「まちづくり3法（中心市街地活性化法、都市計画法、大規模小売店舗立地法）」の見直しが行われました。

改正中心市街地活性化法の施行により、現行基本計画は効力を失い、新たに市町村が策定する基本計画を内閣総理大臣が認定することとなり、認定を受けた基本計画に基づいて行われる事業には、国の選択と集中の観点から、今まで以上に積極的な支援措置が講じられることになりました。

酒田市におきましても、国の支援を活用して中心市街地の活性化を図るため、平成19年12月に、商業者、経済団体、NPO、市民団体、学識者等で構成する任意組織の「酒田市中心市街地活性化協議会」を設置し、議論を重ね「酒田市中心市街地活性化基本計画」（以下「基本計画」）の策定を進めて参りましたが、お陰をもちまして先月27日付けで国から認定を受けることが出来ました。

これからの本市のまちづくりは、地域住民、商業者、まちづくり団体、行政等が役割分担を明確にした上で、歴史性や港町特有の個性に配慮しながら、それぞれが主体的に積極的に取り組むことにより、地域における社会的、経済的及び文化的活動に相乗効果をもたらし、中心市街地の魅力が高まり、中心市街地の活性化が図られるものと考えます。

基本計画の実現に向けては、民間が主体となってイニシアティブを発揮し、様々な観点から活発な議論を交わし、それぞれが相互連携し取り組んでいくことが重要であります。そのための協議の場として、また中心市街地活性化対策の舵取りとして「酒田市中心市街地活性化協議会」を酒田商工会議所と酒田まちづくり開発株式会社が共同で設立するものです。

平成 21 年 4 月 吉 日

酒 田 商 工 会 議 所 会 頭 齋 藤 成 徳
酒田まちづくり開発株式会社 代表取締役 西 村 修